

火葬炉清掃等業務委託仕様書

火葬炉清掃等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	火葬機器の機能維持のため、火葬炉等の清掃及び注油等を行う。
2	履行期間	令和元年7月1日から令和2年3月31日
3	施行場所	横須賀市立中央斎場(横須賀市坂本町6丁目18番地)
4	業務内容	別添詳細仕様書参照
5	特記事項	年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約
9	支払方法	(1)本件は各施工完了後、受託者の請求により精算する。(令和元年7月1日から令和2年3月31日の間で9回) (2)ただし、各回の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終回に精算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	健康部 中央斎場 担当(中嶋) 046-823-3809

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

火葬炉清掃等業務委託詳細仕様書

1 作業人員

下記4記載の作業時間で終了できる人数（参考：市職員作業時は1回6名程度）。

2 作業内容

(1) 火葬炉内清掃（10基）

火葬炉内に溜まった残灰等を吸引ホース、ホウキ、チリトリ等を用いて清掃する。

(2) 電気集塵機内及び集塵機室床清掃（5基）

電気集塵機内に溜まった残灰等及び集塵機室内の床（約 225 m²）のゴミ等を吸引ホース、ホウキ、チリトリ等を用いて清掃する。

(3) 燃焼ブロワ濾布清掃（5箇所）

燃焼ブロワの吸気部に取り付けてある濾布を取り外し、1階中央制御室脇の水道を使用して洗浄し、よく絞って水分を取り除いた後、元通りに取り付ける。

(4) 残灰機及び残灰機室の清掃（1箇所）

残灰機内に溜まった残灰を残灰用ドラム缶へ落とし、残灰機内を吸引ホースで吸引清掃し、残灰機室の床（約 15 m²）のゴミ等を吸引ホース、ホウキ、チリトリ等を用いて清掃する。残灰用ドラム缶が一杯となった場合は空の残灰用ドラム缶と交換する。

(5) 炉台車の清掃（10基）

炉台車に付着した煤等の汚れを、金ブラシを用いて落とす。

(6) 炉台車注油（10台×18箇所）

注油機（グリースガン）により、車輪の足まわりの注油用金具（ニップル）から注油する。

(7) 吸気ファン注油（5箇所）

吸気ファンのモーター部注油口に、グリースガン（注油器）を用いてグリースを注油する。

3 作業の立会

監督員が作業開始から作業終了まで立会うので、監督員の指示に従って業務内容をすみやかに履行すること。

4 作業回数及び作業日時

作業回数は令和元年7月1日から令和2年3月31日の間で9回とする。

作業日は、当施設の休場日である友引日で、市が指定する日とする。

※各月の下旬の友引日に作業を予定しています。友引日が土日祝日の場合も作業を実施する予定です。

作業時間は、9時から16時程度までとする。この時間を超えて作業する場合は、事前に市の承諾を得ること。

5 施行場所

横須賀市立中央斎場（横須賀市坂本町6丁目18番地）

6 作業時の防塵マスク等

作業時は市が用意する防塵マスク、不織布製作業服、不織布製作業上靴を着用すること。

7 作業の工具等

(1) 市が指定する工具等（市が用意する。）

- ・養生シート
- ・注油機
- ・注油用グリース
- ・吸引清掃用ホース、ノズル
- ・防塵マスク（使い捨て）
- ・不織布製作業服及び不織布製作業上靴（使い捨て）

(2) その他の工具等（受託者が用意する。）

- ・金ブラシ
- ・ホウキ、チリトリ
- ・ウエス（ぼろ布）
- ・軍手

8 廃棄物の処理

作業で生じた廃棄物は、市が処分する。

9 電動キャリア台車の操作

火葬炉内の清掃及び炉台車の清掃、注油をするため、電動キャリア台車を操作して炉台車を移動する際は、安全に配慮しながら慎重に操作すること。

10 業務報告書の作成及び提出

業務終了後、①作業日時、②従事者名、③作業内容を記載した業務報告書（任意様式）をすみやかに市に提出すること。※写真の添付は不要です。

11 事故報告等

- (1) 作業中予期せぬ事故が発生した場合は、すみやかに事故の收拾を図り、監督員へ報告すること。
- (2) 作業中に施設、備品等を棄損した場合は、すみやかに監督員に報告し、指示に従い復旧すること。復旧にかかる費用は受託者が支払うものとする。
- (3) 事故の詳細は、業務報告書とともに市に提出すること。

12 作業方法

詳細は別紙（手順と写真）

<作業手順>

1 火葬炉内清掃

- ・ 10 基の火葬炉内部の塵、残灰、固形物等の残留物を、吸引して清掃すること。
- ・ 炉台車を引き出し、電動キャリア台車を用いて清掃・注油場所に移動させた後、火葬炉内の大きな残留固形物を取り除き、ルーツブロワーで吸引し、残灰を取り除く。



※ルーツブロワーでの吸引

2 電気集塵機内と床面の清掃

- ・ 集塵機室内の電気集塵機盤（No. 1～No. 5）の電源スイッチと、高圧電源ブレーカー（盤フタ部、盤内部）を切る。また、その際は必ず複数人で電源を切ったことを確認し、安全に留意すること。
- ・ 電源を切った後、集塵機室内の残灰吸引用の接続口に吸引ホースを接続し、吸引清掃の準備をする。電気集塵機のフタの2個のハンドルを均等に回しながら開き、内部に溜まった塵を、吸引ホースを用いて全て吸引して清掃する（吸引ホースには長さがあり、フタ開口部から十分に内部清掃が可能なので、電気集塵機内には入らないこと）。
- ・ 電気集塵機内の塵の吸引が済んだら、集塵機室床面を、吸引ホース、ホウキ、チリトリを用いて清掃すること。
- ・ 清掃終了後、吸引ホースを外して所定の場所に戻し、電源盤のスイッチを入れること。また、スイッチを入れる際も、複数人で確認し、安全に配慮すること。



※吸引ホースでの吸引

3 燃焼ブロワ濾布清掃

- ・燃焼ブロワの吸気部に取り付けてある濾布を取り外し、1階中央制御室脇の水道を使用して洗浄する。洗浄後、濾布をよく絞って水分を取り除いた後燃焼ブロワの吸気部に元通りに取り付けること。



※濾布取付け状態



※濾布洗浄

4 残灰機及び残灰機室の清掃

- ・残灰機の下部の残灰放出口部分のフタを閉め、木製の棒で下部の漏斗状の部分を中心に、周囲を軽く叩いて、内部に付着した残灰を落とす。
- ・残灰機上部のデッキに上り、残灰機のフタを開ける。フタの裏側、内部の壁面や濾布部分に付着した残灰をなるべく外側に漏れないように注意しながら下部に落とす。その後、残灰放出口のフタを開け、残灰用ドラム缶に残灰を落とす。
- ・残灰機室内の残灰吸引ホースの接続口に吸引ホースを接続し、残灰機のフタや内部、デッキ上にこぼれた残灰をホースで吸引する。
- ・残灰機室の床面を吸引ホース、ホウキ、チリトリ等を用いて清掃する。



※残灰機、残灰用ドラム缶

5 炉台車の清掃

- ・火葬棟の倉庫前サービス通路を炉台車の清掃、注油作業場所とする。汚れ防止のため、事前に床に養生シートを広げ、炉台車の清掃・注油作業用レール（以下、レール）を設置し、金属ブラシ、注油機（グリースガン）等必要機器を準備する。
- ・火葬炉内から炉台車を引き出し、電動キャリア台車に積載し、倉庫前サービス通路まで運搬する。
- ・炉台車を電動キャリア台車からレールに移設する。その際、電動キャリア台車とレールの軌道をまっすぐに合わせ、落下しないよう、慎重に移設すること。また、レールと炉台車の車輪の間に指等を挟まないように安全に配慮すること。
- ・炉台車をレールへ移設後、左右の車輪をストッパーで留め、炉台車が動かないよう確実に固定する。ストッパー設置時も指等の挟み込みのないよう、安全に配慮すること。
- ・炉台車固定後、炉台車（炉台車の表面耐火物も含む）の前後左右の外周部分（炉台車上面部分は不要）の煤等の汚れを、金ブラシを用いて落とす。その後、車輪および車輪の足まわり部分の煤等の汚れも金ブラシを用いて落とす。



※炉台車清掃

6 炉台車の注油

- ・炉台車の汚れを落としたら、炉台車の車輪（左右で8個）の焼付きの有無を点検する。その際、いったんストッパーを外し、レール上で炉台車を前後させて車輪が浮く位置にずらし、手動で車輪の回転の有無で焼付きを確認すること。確認の際は必ずストッパーを用いて炉台車を固定してから行うこと。
- ・焼付きのある車輪は、スプレー油を車輪と車軸に吹き付けながら手動で動かし、焼付きのない車輪と同程度に回転する（焼付きが解消する）ようになるまで手当すること。
- ・炉台車車輪へグリース（必ず指定のグリースを使用すること）を注油する。注油の際は、注油機（グリースガン）により、車輪の足まわりの注油用金具（ニップル）から注油する。注油は、車輪部からグリースが少し溢れて漏れ出す程度まで十分に注油する。注油後、ウェス（ぼろ布）等で車輪や注油金具（ニップル）等の余剰グリースを拭き取ること。
- ・車輪（左右で8個）全てに注油したことを確認すること。※注油していないものや注油が不十分なものを使用すると、すぐに焼付き炉台車が動かなくなるため、間違いな

く確認すること。

- ストッパーを外して電動キャリア台車に炉台車を積載する。積載する際、電動キャリア台車の牽引用フックに炉台車の牽引バーを掛けるが、掛からない場合は手動で補助することがあるため、牽引用フックと牽引バーに手を挟まないよう注意すること。
- 炉台車を火葬炉前まで運搬し、火葬炉内に戻す。炉台車は重量があるため作業終了まで、取扱の際は常に安全に配慮すること。

7 吸気ファンの注油

- 吸気ファンのモーター部の注油口に、グリースガン（注油器）を用いてグリースを注油すること。注油後に漏れたグリースは、ウェス等で拭き取ること。



※吸気ファンのモーター部へのグリース注油